

○北斗市地域協働事業対策補助金交付要綱

平成18年5月26日

訓令第126号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内会組織が実施する公益事業を支援することによって、住民自治の意識の高揚を図り協働のまちづくりを推進するため、予算の範囲内においてその経費の一部を補助することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 町内会組織 北斗市町会連合会に加入している地域の自治組織をいう。
- (2) 公益事業 地域内の環境整備、青少年の健全育成、防犯及び伝統的行事の伝承などの事業であつて、本市の他の補助制度等の適用を受けないものをいう。

(補助要件)

第3条 この要綱による補助を受けることができるものは、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 住民自治の意識の高揚が図られるもので、かつ、客観的にみた公益上の必要性が認められるものであること。
- (2) 町内会組織の事業計画として決定していること。
- (3) 補助を受けようとする事業が、既に他団体等が実施する当該地域内の事業と類似していないこと。

(補助基準及び補助率等)

第4条 この要綱による補助の対象は、次に掲げる基準によるものとする。

- (1) 事業費に旅費がある場合は、本市の旅費規程による相当額以内とする。
- (2) 交際費、慶弔費、飲食費及び懇親会費等の直接事業の実施とは関係のない一般管理的な費用は、補助対象外とする。
- (3) 調査研究に係る事業費でも、視察・宿泊研修費用は補助対象外とする。
- (4) 労務費等の人件費は、補助対象外とする。
- (5) 不動産の取得費は、補助対象外とする。
- (6) 補助金以外の方法で支援が可能な費用は、補助対象外とする。

2 この要綱による補助金額は、補助対象経費の全額とし、補助金の上限額は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 環境整備事業 100万円

(2) その他の事業 30万円

3 複数年度を事業期間とする場合は、2年度を時限とし補助を行う。

(補助の申請等)

第5条 この要綱による補助を受けようとする者は、事業着手前に、補助金交付申請書に事業計画書を添えて市長に申請しなければならない。

2 その他補助金の交付に係る手続については、北斗市補助金等交付規則（平成18年北斗市規則第40号）による。

(補助金の返還等)

第6条 市長は、偽りその他不正な行為によりこの要綱による補助を受けた者があるときは、その者から、当該補助を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。